平成２２年（再ロ）第２号
兵庫県姫路市飾磨区野田町89番地　プレステージ姫路Ⅳ1003号
再生債務者　梅村　信好
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月20日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月３日から平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5450番地　ハイツ藤五郎Ａ―101
再生債務者　小倉　広幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月14日まで
平成22年６月23日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２２年（再ロ）第１３号
大阪府八尾市南木の本３丁目13番地の１　サン八尾南ハイツ519号
再生債務者　田中　　勝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月20日まで
平成22年６月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１号
京都市左京区岩倉南四ノ坪町14番地カーサ・プラトー102号
再生債務者　上芝　一晃
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月26日まで
平成22年６月23日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第８号
京都府宇治市小倉町南浦71番地の49
再生債務者　白杉　昌嗣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月26日まで
平成22年６月23日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１０００９号
兵庫県西宮市石在町19―44―405
再生債務者　鶴内　拓郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月６日まで
平成22年６月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２号
島根県安来市安来町1768番地
再生債務者　柏木　典久
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月15日まで
平成22年６月24日　　松江地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１８号
大阪市鶴見区諸口４丁目７番23号
再生債務者　小園　清光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第８号
大阪府吹田市春日２丁目６番２―1413号
再生債務者　細井　　稔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２号
秋田市御所野地蔵田５丁目15番５号
再生債務者　伊藤　吉仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月23日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第１０２１８号
埼玉県桶川市東２―６―22
再生債務者　鎌倉　壽一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０００５号
静岡県沼津市大岡3223―16
再生債務者　北本　昭彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第８号
北九州市小倉南区朽網西４丁目24番１―304号
再生債務者　作本　塩美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再ロ）第３号
京都市伏見区稲荷山官有地
再生債務者　辻　　陽平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月24日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１号
宮城県名取市那智が丘３丁目13番地の４
再生債務者　入間川博文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月23日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１号
福島県いわき市内郷白水町長槻22番地
再生債務者　太田　正雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月24日
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（再ロ）第７号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目２番33―407号
再生債務者　日比生次彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再ロ）第５号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目49番20―205号
再生債務者　後藤　　孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月24日
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１００５号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷56番地４
再生債務者　増田　廣子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。
平成22年６月22日
長崎地方裁判所民事部個人再生係